

第二次佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(骨子案)に係る市民意見募集(パブリックコメント)に寄せられた意見とその回答

- ・意見募集期間:令和6年3月1日～3月31日
- ・提出意見:3件
- ・提出者数:1名

No.	意見の要旨	意見に対する回答
1	<p>[可燃ごみの減量化] 臼田地区以外(旧佐久市・望月・浅科)では、生ごみを可燃ごみとして収集し焼却しているが、臼田地区と同様に生ごみを分別収集し堆肥化することにより、生ごみ分が減量化できる。 また、令和4年度から製品プラスチックを可燃ごみとして焼却処理しているが、これも分別収集・資源化することにより減量化できる。</p> <p>[生ごみの堆肥化] 上記堆肥化のため、次の対応が必要になる。 ・堆肥化施設の拡充 現在の佐久市堆肥製産センターの処理能力では、全市内で発生する生ごみの処理は不可能であり、同センターの処理能力を増強する、または、同様の施設を市内の別地区に新設する必要がある。 ・生ごみ分別収集のため、市の収集体制を整備する。 ・生ごみ分別収集について、市民に周知徹底し、協力を依頼する。 今まで、臼田地区だけで生ごみ分別収集を推進してきたのは、行政の公平を欠いている嫌いがある。この際、他地区でも開始されたい。</p>	<p>可燃ごみにつきましては、現在、食品ロス対策や生ごみ処理機等の普及・促進などの減量化の取組を実施しておりますが、佐久平クリーンセンターの受入上限到達目前という状況であることから、更に減量化を進める必要があります。 ご指摘のとおり、生ごみの堆肥化や製品プラスチックの資源化の促進は更なる可燃ごみの減量化に寄与するものと考えます。 現在、生ごみの堆肥化につきましては、以下のような課題があります。 佐久市堆肥製産センターは20年以上稼働しており、設備の老朽化が進んでおり、臼田地区以外の生ごみを同センターで処理するためには、処理能力の向上に加え、既存施設の抜本的な改善が必要となります。 また、新しい施設を建設する場合には、地元住民の皆様のご理解とご協力をいただいた上で、周辺環境に十分配慮しながら用地選定を行い、適地を確保する必要があります。どちらの場合も施設整備に費用と時間が必要となります。 以上のような状況を踏まえ、生ごみの堆肥化につきましては、循環型社会の形成に向けた重要な取組であるため、今後、生ごみの削減の観点から総合的に検討を進めます。 製品プラスチックにつきましても、容器包装プラスチックと同様の方法による資源化のほか、他の資源化方法も含め、最善の方法を探っていきます。</p>
2	<p>[製品プラスチックの資源化] 令和4年度からそれまで埋立ごみとして収集していた製品プラスチックを、可燃ごみとして変更した。最終処分量は減少したが、可燃ごみ焼却量が増加し、同様にCO2排出量も増加した。 令和4年度に施行された「プラスチック資源循環法」に基づき、サーマルリサイクル(熱回収)ではなく、リデュース(削減)・リユース(再利用)を主目的にプラスチックの資源化を図っていただきたい。 また、容器包装リサイクル法に基づき分別収集したプラスチックごみについても、同様により処理していただきたい。</p>	<p>製品プラスチックにつきましては、容器包装プラスチックと同様の方法による資源化のほか、他の資源化方法も含め、状況に応じて検討いたします。 なお、現在、容器包装プラスチックにつきましては、市内の事業者へ圧縮梱包を委託し、その後日本容器包装リサイクル協会を通じて、資源化されています。</p>
3	<p>[最終処分] うな沢第2最終処分場の残余容量が減少しているのではないかと懸念されている。これに対応するため、同最終処分場の増設、あるいは新最終処分場の設置が必要ではないかと懸念されている。第二次佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の課題として盛り込んでいただきたい。</p>	<p>令和4年4月に分別区分の変更を実施し、埋立ごみとしていた品目の一部を可燃ごみに変更しました。これにより、うな沢第2最終処分場の使用年数は延伸が可能となりました。 市内で発生したごみを市内で将来にわたって安定的に最終処分まで行うことは重要です。最終処分場のあり方につきましては、本計画の中で整理します。</p>